

どんな制度にいつ入る!?! 年金制度への加入

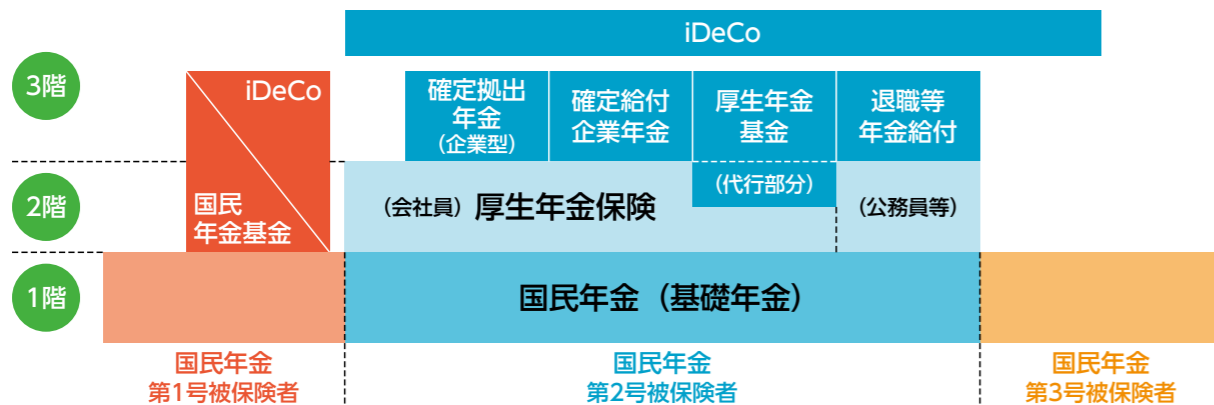
日本に住む20歳以上60歳未満の人は必ず年金制度に加入しています。
どんな制度に加入しているか確認してみましょう。

どんな年金制度にいつから加入する？

- 日本に住むすべての人は、20歳になると「国民年金」に加入します。
- 民間企業等で働く皆さんは、入社と同時に「厚生年金保険」にも加入します。つまり、民間企業等で働く皆さんは、同時に2つの制度に加入します。
- 「老齢」になったときは、国民年金から「老齢基礎年金」、厚生年金保険から「老齢厚生年金」が受けられます。
- 万一の「障害」や「死亡」の場合は、障害年金（「障害基礎年金」「障害厚生年金」）や、遺族年金（「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」）が受けられます。
- 企業年金制度のある民間企業等で働く皆さんは、国の年金とは別に、企業年金制度にも加入しており、加入する制度から年金・一時金が受けられます。

※年金・一時金等を受けるには、それぞれ受給要件を満たす必要があります。

図表●年金制度の全体像



加入する年金制度の種別は？

●国民年金の加入者は、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3つの種別に分かれています。それぞれ該当する加入者は以下の通りです。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<p>自営業者とその配偶者、 学生、フリーター等</p>	<p>民間企業の会社員、 公務員等</p>	<p>第2号被保険者に扶養され ている配偶者</p>

年金制度の種別は変わる？

●就職や結婚、転職等のライフイベントを境に、本人や家族の加入する年金制度および被保険者の種別が変わる場合があります。どのようなケースで種別が変わるのか確認してみましょう。

変更前の種別	種別が変更されるケース	変更後の種別
第1号被保険者	民間企業の会社員か公務員になる。	第2号被保険者
	配偶者が第2号被保険者になったとき、その被扶養者になる。	第3号被保険者
第2号被保険者	退職して自営業者になる、または、就職しない。	第1号被保険者
	退職して第2号被保険者の被扶養者となる。	第3号被保険者
第3号被保険者	配偶者である第2号被保険者が退職して自営業者等になる、または、就職しない。 パート等の年収が130万円以上になると見込まれる。*	第1号被保険者
	民間企業の会社員か公務員になる。	第2号被保険者

*週20時間以上勤務、年収106万円（月額賃金8.8万円）以上、勤務期間が2ヵ月超見込まれるパートタイム等で、従業員101人（令和6年10月からは51人）以上の企業（従業員100人以下の企業は労使合意がある場合）で働く場合は第2号被保険者となります。

種別を変更する手続きは？

- 年金制度および被保険者の種別が変わる場合には、手続きが必要な場合があります。どのような手続きが必要か確認してみましょう。
- 届け出漏れがあると、年金受給に支障を来す場合がありますので、ご注意ください。

第1号被保険者への変更手続き	住民票のある市区町村窓口で、本人が手続きを行います。
第2号被保険者への変更手続き	勤務先が手続きを行うため、本人が行う手続きはありません。
第3号被保険者への変更手続き	配偶者の勤務先が種別変更手続きを行うため、配偶者が勤務先に申し出を行います。